

第2回滋賀県総合教育会議

1 日時

令和6年11月22日（金）午前10時から12時

2 場所

県庁東館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

3 議題

- ①次期「淡海子ども・若者プラン」について
- ②不登校の状態にある子どもの学びと居場所の保障について

4 出席者

三日月知事、岸本副知事、福永教育長

土井委員、窪田委員、野村委員、石井委員、塚本委員

ゲスト：滋賀県スクールソーシャルワークスーパーバイザー

上村 文子 氏

草津市教育委員会事務局児童生徒支援課 課長

好士崎 壯 氏

進行：村井子ども若者部長

【事務局】

子ども若者政策・私学振興課、子どもの育ち学び支援課、子育て支援課、
子ども家庭支援課、教育総務課、健康福利室、高校教育課、
魅力ある高校づくり推進室、幼小中教育課、児童生徒室、
特別支援教育課、人権教育課、企画調整課

5 会議録

（村井子ども若者部長）

本日は、皆様お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第2回滋賀県総合教育会議」
を開会いたします。

本日の出席者については、お手元の「出席者名簿」および「配席図」の配布に

より、紹介に代えさせていただきます。

また、本日はゲストスピーカーとして滋賀県ソーシャルワークスーパーバイザーの上村文子様、草津市児童生徒支援課長の好士崎壯様にお越しいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の会議は会場での傍聴と併せて、Web 会議システムを活用しまして、オンラインでも視聴をいただいておりますので御承知おきください。

本日の議題については、お手元の次第のとおり、議題1の「次期「淡海・子ども若者プラン」について」と議題2の「不登校の状態にある子どもの学びと居場所の保障について」です。

それでは開会にあたりまして、知事から御挨拶をお願いいたします。

(三日月知事)

本日もお忙しい中、総合教育会議に御臨席いただき誠にありがとうございます。

また、常日頃、現場でのお仕事、また教育委員会委員として様々な角度から滋賀県教育行政等について、お力添えをいただいていること心から感謝申し上げます。

様々な公務に参りますときに、公用車を使わせていただくことも多いですが、時間や場所によっては公共交通機関の利用や、徒歩で公務先に行くことがあります。行く先々で、子どもたちや子ども連れの方々がいるとき、触れ合いを大事にしております。随行する秘書によく言うのが、例えばすれ違った中学生、高校生が「このおっちゃんどこかで見たことある」という顔をしながらじっと見たり、「知事さん、こんにちは」と言ってくれたりします。やはり滋賀県はいいところだなとつくづく思います。なかなか中学生、高校生から要望を受けることはありませんが、何か言いたげな表情をしながら見てくれる子どもたちもいます。

私自身は3人の子どもを育て、子どもとの関わりの中で、「小テストで満点取ったから今日は頭洗わない」と子どもが言ったときのことは今でも覚えています。すごく嬉しかったのでしょ。

子どもの発想というのは、大人が考えもつかないようなことを言ったりしたりする、そこから私たちはいろいろな学びを得たり、励みをもらったり、気づきを得たりします。

何が言いたいかというと、「子どものために、子どもとともにつくる滋賀県政」というのは大事にしていきたいという思いで「子ども・子ども・子ども」と申し上げております。一人ひとり主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来への希望としての「子ども」。子どもに焦点を当てた、子どもを第一

に考えた県政にするとしたらどういうものになるだろうかということ、みんなで一生懸命考えているところでありまして、本日の議題の一つ目にある「淡海・子ども若者プラン」や「(仮称) 滋賀県子ども・基本条例」についてはその一つのツール、表現としていきたいと思っております。

ただ、なかなか自分らしくしたくてもできなかったり、悩みがあっても言えなかったり、今いる場所が辛かったりという子どもたちがいて、悩んでいることも事実であります。そんな子どもたちにどう寄り添って、どう自分らしく学んで育ててもらうかを考えることも私たちの大切な役割だと思っておりますので、そういう意味で、不登校の状態にある子どもの学びと居場所の保障も、大事に考えていきたいと思っております。

本日は現場の皆様の特長な知見からのお話を聴けるととてもいい機会だと思っております。忌憚なく、何を言っていただいても結構ですので、お話しいただくことをお願い申し上げて私の御挨拶といたします。

(村井子ども若者部長)

それでは早速ですが、本日の議題に入らせていただきます。

まず、議題1の「次期「淡海・子ども若者プラン」」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：野口子ども若者政策・私学振興課長)

資料1を御覧ください。

「淡海子ども・若者プラン」の改定です。

まず改定の概要について御説明いたします。改定の趣旨ですが、現行プランが令和6年度までの5年間を計画期間としており、終期に合わせた改定が必要となること、また子ども・若者を取り巻く社会環境の変化、国におけるこども家庭庁の設置、こども基本法の施行、県として「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として位置づけて取り組んでいる状況を踏まえ、次期計画の検討を行うものです。

スケジュールについては、現在子ども向けの意見聴取を進めているほか、12月から1月にかけて県民政策コメントを行った上で、年度内の策定・公表を予定しております。

続いてプランの内容について概要版資料を用いて御説明いたします。3ページを御覧ください。

計画の策定について、「プラン次期計画策定の趣旨」「計画の位置づけ」「計画期間」は先ほど御説明したとおりです。「子ども・若者」の定義のところ、「子ども」についてはおおむね18歳未満の者、「若者」についてはおおむね18歳以

降からおおむね 30 歳未満の者を対象とし、施策によっては 40 歳未満の者を対象とするとしています。

「子ども・若者を取り巻く主な現状」では、子ども・若者に関する統計、アンケートの調査結果を示し、課題等を記載しております。

4 ページを御覧ください。

次期プランの構成です。「基本理念」については、「子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀」としております。その実現に向け、子ども・若者、父母その他の保護者・子どもに関わる大人、地域社会のそれぞれについて目指す姿、基本施策を定めたところ です。

子ども・若者を真ん中に置き、父母その他の保護者・子どもに関わる大人、地域社会が、子ども・若者を取り巻き支える存在であることを表現しております。

なお、これらの基本理念や目指す姿は、子ども・若者へのアンケート結果を踏まえたものです。アンケートは今年7月に子ども・若者を対象とし実施したものであり、「みんなが幸せ、嬉しいと感じるために何が大切だと思いますか」の設問に対し、5,000 件を超える回答をいただきました。アンケート結果を踏まえ各年代を通じて回答が多かった「笑顔」をキーワードとして取り入れ、基本理念で表現したほか、子ども・若者の目指す姿については、尊重、やりたいことができること、遊ぶことができること、といった意見が多かったことを踏まえ、「子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を持つことができる」といたしました。

5 ページ目からは 8 つの基本施策の具体的な内容について記載しております。

赤字で表記した部分は現行プランと比較して新たに記載した内容です。教育委員会の所管事項に関して、例えば学校教育については「2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための支援」に記載しており、昨年度策定された教育大綱の内容とも整合を図っております。

9 ページを御覧ください。

「基本理念の実現に向けた大切な視点」を 3 つ挙げております。

1 つ目に「子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守る観点に基づき実施すること」としており、これは今策定を検討している「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」において、子どもの権利を守ることを中心に置いていることを踏まえ、設けております。

2 つ目に、コロナ禍において子ども・若者の意見を聴いて策定された「「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し応答、反映すること」としております。

3 つ目に、「子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局

間の（縦割りにより施策が途切れることのないよう、）連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組むこと」としており、この3点について、全ての施策の推進に通じる視点として定め、子ども・若者施策に取り組みたいと考えております。

最後に「プランの推進」ですが、それぞれの役割や推進体制、点検評価等について定めております。

点検評価に関しては、数値目標を定めて進行管理を行うこととしております。

4ページに記載しておりますが、子ども・若者が感じる幸せの度合いや、10ページには、子どもや各基本施策に関する政策目標を置いております。

基本構想や他の計画と整合性を図りながら主観的目標を設定することとしておりますが、進行管理においては主観的な目標だけではなかなか表しきれないところがあるため、客観的な指標も合わせて見ていきたいと思っております。

説明は以上です。

（村井子ども若者部長）

今の説明に対しての御質問、御意見などどなたからでも結構ですので御発言よろしく願いいたします。

（塚本委員）

いろいろな数値目標も掲げつつ取組を検証していくことにあたって、例えば子どもの居場所を確保していくというところに学校でのSSRの設置目標など、そういった数値をもって目標とされること、検証の材料として使われることも当然あると思いますが、数が達成されればそれで良いというものでは当然なく、その中にどういう心が込められているかということが大切になってくると思いますので、十分に勘案しながら、検証作業を進めていくことが大事だと思います。

（野口子ども若者政策・私学振興課長）

御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、指標だけでは課題というのなかなか見えてこないもので、各方面からのいろいろな御意見も聞きながら、どういった進捗状況かというものを総合的に判断してまいりたいと思っております。

（村井子ども若者部長）

今回のプランは先ほど知事からもお話がありましたように、「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の策定を現在考えており、子どもの権利が守られる社会を標榜しております。そこを一番に反映している、新たに取組を進めていくということで、

子どもの権利が守られる社会づくりとしての子どもの権利に関する周知啓発や、意見表明・応答・反映といったところを重視していく面で、特に学校現場においての周知啓発や、意見表明に対してどう対応していくのかということをもう少し具体的に考えていかないといけないと思います。

(石井委員)

「子ども・若者を取り巻く主な現状」の中で、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進、あるいはひとり親家庭への支援の推進などに取り組んでいくという、非常に素晴らしいという表現が適切ではないかもしれませんが、そういった時代環境にあるということで、強力な推進を期待するところです。

(土井委員)

子どもを中心にして子どもの権利が守られる社会づくりを重視した形で施策を進めていただくことは大変ありがたいことだと思っております。

ただ、この施策を行っていく上で、以前から申し上げておりますが、子ども自身に任せるべき事柄と、周りが子どものために整えてやらなければいけない環境の問題をある程度仕分けていく必要があるのではないかと思っております。

あまりに周りが子どものために何かしなければならぬという要求水準が社会全体として高くなってきますと、行政がそこまでのことをするのかという問題もあります。かえって親にとっても負担になってくる、つまり子どもを育てるということはこんなに大変なことをしなければならないんだということになってくると思います。

例えば、体験を多くさせないといけないということになれば、それだけの経済力がなければなりません。したがって、体験を重視するということになれば、恐らく経済的に豊かな家庭は多くの体験をさせられますが、そうでないところはそこまでの体験をさせられないという話になってくる、それが今度は格差になっていき、さらに再生産されていくという事態も起こってくると思います。

ですので、子どもたちのための環境を整えるという部分の理想を高くすればよいというものでもないところがあると思います。

本来は子どもたちに任せて、自分たちでいろいろなことを体験させていくということが重要で、それを確保するために子どもの自主性を尊重することが必要だと思います。その両者をどうバランスを取っていくのか、最低限の環境さえ整っていない子どもたちがいることも確かですので、そこに重点的に施策を講じていくとともに、できる限り子どもたちの自主性を尊重できるようにするというバランスを、教育委員会と知事部局とが協力して実現できればなと思います。

(村井子ども若者部長)

大変重要な御指摘だと思います。子どもたちの自主性、それから体験の機会をどう作っていくのか、またそれは最低限の確保とおっしゃっていた部分との兼ね合いでどこまでやっていくのかというところは、いろいろ議論をしながら進めていかないといけないと感じております。

(窪田委員)

滋賀県から、子どもを中心にという形でぜひ発信していけたらいいなと思いつながり聞かせていただいております。

「基本理念の実現に向けた大切な視点」の3点目、部局間の縦割りではなく、連携強化について、そういう形で進めていただきたいなと思います。

一方で、福祉部局が所管する就学前のところで、責任持ってここはどういう役割を果たすんだとか、家庭養育環境に困難があるとか、子どもが自分の力ではどうしようもないというところで、例えば学校教育の中ではどういう状況であっても子どもたちが安心して通えるために、学部教育を担うところがどういう役割を果たすのかとか。

部局の縦割りを超えて一体的に進めると同時に、それぞれの専門性を活かした役割分担、専門性の発揮を意識して進めていただけたらいいと思いました。

(村井子ども若者部長)

部局の縦割りということは従前から言われており、そうした中で横串を通していくのが子ども若者部だと思いますので、そこは意識を持って進めてまいりたいと思います。

(野村委員)

子どもが成長していく上で、一人ひとりの子に合った環境整備というのが必要と感じており、それができる施策がプランの中に十分入っていると感じております。

このような施策の中で、子どもたちが健やかに成長していけるような社会になるように取り組んでいけたらいいなと思います。

(村井子ども若者部長)

一人ひとりに合ったというところを、取り残されているということがないように、我々も目配りをしていかないといけないなと思います。

議題2についても、「淡海子ども・若者プラン」の中の一つとしての、不登校

の状態にある子どもの学びと居場所の保障ということで、非常に関連性もありますので、この後の議論を進めていく中で改めてこのプランについても触れていただければと思います。次の議題に進めさせていただきます。

「不登校の状態にある子どもの学びと居場所の保障について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：西川子どもの育ち学び支援課長)

資料の2-1をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

「しがの学びと居場所の保障プラン」については、不登校の状態にある子どもの支援ということで、本年3月に策定いたしました。お手元に配付のとおりですが、今般一部改定を行おうとするものです。

「1 改定の趣旨」の2つ目のポツにありますように、現行プランでは支援策を今年度以降、順次具体化し発展させていくこととしており、今年度の取組状況も踏まえて必要な改定を行おうとするもので、3ポツ目の最後にありますように今後も順次発展させていくとしております。

「2 改定の方向性」ですが、(1)のとおり、①から④の4点について新たに追加しようと考えております。

①支援の基本的な考え方、②目指す姿、③県の役割、④推進体制です。

また、(2)のとおり、不登校の状態にある子どもへの支援策の具体化に関する記載を追加しようと考えております。後ほど御説明いたします。

「3 改定までの進め方」です。本日の御議論のほか、記載のとおり有識者等による協議会での議論や、市町等の御意見を踏まえるものいたします。

今後のスケジュールですが、一番下に記載のとおり年度内の改定を予定しております。

2ページを御覧ください。

中段の「2」の欄が今回新たに追加しようとする「支援の基本的な考え方」です。

赤字のとおり、子どもを真ん中において、多様な状態にある子どもにあった学びの機会と居場所および必要な支援の充実を図ることとしており、まず①の学校づくり、そして初期段階での早期対応ということにしっかり取り組んでまいります。

その上で、教室に入れない、学校に行けない、おうちからも出られないといった形で支援にもつながっていない、そのような様々な状態にある子どもについては、それぞれ寄り添った必要な支援を充実していくこととしたいと考えております。

「3 基本理念等」の基本理念のところは現行プランにあるとおりで、今回新たに「目指す姿」というところで、「支援につながっていない子どもをゼロにする」ということを掲げていきたいと考えております。

3 ページを御覧ください。現状等のデータです。

(1) や (2) の不登校児童生徒数の推移や、その要因については御案内のとおりですが、(3) の学校内外で専門的な相談指導を受けていない公立の小中学校の子どもの状態が図のとおりで、直近の令和5年度では1,421名で不登校児童生徒数全体の3割強を占めているという状況でした。

(4)、(5) は、今年度実施しておりますフリースクール等民間施設を利用する子どもや保護者の方々へのアンケート調査からの抜粋です。

(4) のとおり、子どもについては、「学校以外に行く場所ができた」や、「学校ではできない経験ができた」といった声がありますが、(5) のとおり保護者の方におかれては、子どもが不登校となられたことによって、自責感情などが増大しており、子どもだけではなく保護者の方への不安、悩みにも寄り添って支援する必要があります。

4 ページを御覧ください。

「5 支援にあたり重視する視点等」です。

青色囲みの3つの重視する視点については現行プランのとおり継続した上で、その下に記載のとおり、学校の役割である学習機会等や居場所等の保障、これら学校が担う重要な役割を前提に支援の仕組みを整えてまいりたいと考えております。

支援にあたっての県の役割は一番下の囲みにあるとおり、県域における子どもの育ちと学びの環境整備と、市町域では難しい広域的な取組として、人材確保や情報の発信、支援手法の事例創出や県内の市町への横展開など、広域自治体として先導的な役割を果たしていきたいと考えております。

5 ページを御覧ください。

支援の方向性です。基本的に現行プランのとおりですが、新たに一番左の「未然防止」の区分を新たに設けることと、①から⑨まで支援の方向性として、学校の中、学校の外の取組で整理をさせていただきました。

具体的な内容については、6 ページを御覧ください。

各項目の今後の取組充実についての記載です。

この表は①から⑨の縦軸で支援の方向性を記載し、現状、課題、今後の方向性を記載しております。

「①本人や保護者への相談・支援体制の充実」ですが、先ほど申しあげました保護者の負担、不安感といったものがあることから、一番右のとおり保護者の交流や相談機会の確保、情報発信といった支援の充実を図ってまいります。

学校内の取組として、「②安心して学べる学校づくり」は学校教育の充実、「③校内の支援体制の強化」は校内教育支援センター等の充実、「④チーム学校による支援体制の強化」はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置といった、学校内の支援体制の充実を引き続き図ってまいります。

学校外の取組として、「⑥教育支援センターの機能強化」や「⑦多様な学びの場・居場所の確保」といったところで、民間施設等との連携強化などにも取り組んでまいりますほか、「⑧アウトリーチ等の強化」として、支援につながっていない子ども、家庭にかかるアセスメントをしっかりとした上で、福祉、医療機関等とも連携し様々なアプローチ手法の検討等を進めてまいりたいと考えております。

以上のとおり学校の中・外での取組をトータルで充実していきたいと考えております。

7ページ以降ですが、今年度実施しているフリースクール等民間施設を利用する子ども・保護者を対象としたアンケート調査に関して、一部項目を抜粋して御説明いたします。

10月時点で140名程度の方々から御回答いただいております。

10ページを御覧ください。

図1のとおり、登校しづらくなった学年について子どもに尋ねたところ、小学1年生が最も多いという状況でした。

登校しづらくなった要因ですが、11ページの図3のとおり、「学校の決まり」「勉強」「友達」などといった回答でした。

小学1年生から行きづらくなったきっかけを保護者の方に確認した状況が図4です。

「入学や進級、転校」等の環境の変化、「勉強」や「漠然とした不安」などがありました。

15ページを御覧ください。

子どもに対して、登校しやすい学校とはどんなところか尋ねたところ、「決まりなどを押し付けられない」が最も多く、次いで「休める場所がある」「仲の良い友達がいる」「休み時間を自由に過ごせる」といった人間関係を含め、安心して過ごせることができるような居場所の重要性というものを示す結果となっております。

16ページを御覧ください。

保護者の方々に対して、学校や教員に求める支援について尋ねたところ、図11のとおり、「フリースクール等との連携強化」が最多で、次いで「居場所等の充実」でした。

下段、教員に求めるものとしては、「子どもの個性に合わせた指導力」や「特別な配慮が必要となる子どもへの対応力」などを望む回答が多くありました。

その他の項目については参考に御参照いただければと思います。

説明は以上です。

(村井子ども若者部長)

続きまして、スクールソーシャルワーカーとしての取組について、滋賀県スクールソーシャルワークスーパーバイザーであります上村様より御発表をお願いいたします。

(上村スクールソーシャルワークスーパーバイザー)

私は困難を抱える子どもたちばかり 20 年ほど関わってまいりましたので、現場における学びと居場所の保障が子どもたちにどのような影響を与えているかということ、関係機関だけの福祉ではなく、民間も、そして多様な福祉との連携も含めて御報告していきたいと思えます。

資料 2-2、2 ページを御覧ください。

子どもたちの現状においては不登校が喫緊の課題ではありますが、いじめ、問題行動、文科省の諸課題調査でも過去にないほど数字が上がっているかと思えます。学校現場で先生方にお話させていただいている視点としては、子どもがそのような状態像になるには背景があり、その背景にはオレンジ色で囲んでおります子どもを取り巻く環境の影響が強いです。

特に子どもは小さければ小さいほどその影響は大きいものです。

そのため、先ほど小学 1 年生から学校に行きづらいとありましたが、家庭環境が不安定であったり、子育てを担われる保護者の不安が高かったりという状況であれば、それが相関することは容易に考えられることかと思えます。

一方、平成から令和にかけて地域の希薄化は加速しており、ワンオペレーションの子育てになっていることから、核家族だけで子育てを任せるにも、昭和の時代の地域でみんな子育てする時代からは変わっていますので、令和の今の子育てに合わせた支え方も必要かと思っています。

そういったことに鑑みまして、子どもの起こっている問題が表面化だけでいいのではなく、困っている背景を子どもの視点に立って、権利の視点に立って見ていくということを学校現場で話しています。

また、大人を困らせるような子は子ども自身が困っています、と地域に向けても同じようにお話をさせてもらっています。

そこで重要になるのが背景を見立てていくということです。ソーシャルワークではアセスメントといいます。

赤色と青色で整理しましたが、学校現場で起きているのは青色が多いです。課題の8割に影響を与える2割というのを考えていきますと、ひとりの子というよりその子の与える影響が大きいとき、先生方の負担は大きいです。

子どもの起こす問題や状況が大人を困らせる姿が多いと、ケース会議をいくら行ってもなかなか突破口が見えなかったり、福祉機関や様々な会議体で会議をしてもつながっていなければ支援が届きにくかったりします。

ですので、的確な見立てということで、赤色のように関係機関で、チームで支えてそれぞれの役割が発揮できるよう、好循環をもたらすようなことができて初めて、行った家庭訪問に意味があったり、電話対応されたことに意味があったりするかと思えますので、私は現場にいる中で、的確な見立てが組織に豊かに循環することが真の働き方改革ではないかと考えています。

アセスメントの重要性というのは知見があると思いますが、場当たりのその場の対処型の対応になると繰り返しが起こっていきます。

5ページを御覧ください。

スクールソーシャルワーカーが現場に必要な背景としては、支援が必要であるにも関わらずつながっていない、そういったことにはネットワークを活用しますが、相談援助が成立するようなカウンセラーや相談機関、窓口に行ける方は課題解決能力があり、意識が高いので解決が早いです。一方、しんどい家庭は行く時間がなかったり、行く気持ちになれなかったり、そんな相場ではないといった背景があります。

6ページを御覧ください。

生徒指導の諸課題において困難を抱える子どもたちのことを困難課題対応として、特定でなおかつ課題が大きいオレンジ色の部分の領域の子どもたちばかり支援しておりました。

つながりがなければいくら支援機関や社会資源があろうとも、結局支援がつながりません。

これからお話しさせていただくキーワードは「つながり」です。

生徒指導は以前の「させる」から、今は「支える」生徒指導になっております。

学校教育だけが支える生徒指導ではなくて、地域総がかりで支えていくようなコミュニティができてこそ、昭和～平成の前半のような温かいつながりになろうかと思えます。

私は昨年度から、子ども若者部の子どもの福祉の方にソーシャルワーカーで入らせていただいておりますが、発達を支えていくのは教育だけでも福祉だけでもなく両方に必要かと思いましたので、生徒指導提要の内容を御覧いただくと思い、添えさせていただきました。

そしてこれからの課題ではありますが、滋賀県で不登校の対応について状態

像で整理されている中の、アウトリーチについて御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

学校現場で一番困るのは、親と学校が繋がらないこと、支援者と親が繋がらないこと、家庭訪問して子どもには会えるけどそれ以上が繋がらないこと、ということで【×】と【○】でお示ししています。親が【○】の場合は背景が困窮であろうと、様々な状況であろうと、何かしら既存の福祉機関含めたネットワークで支えられる時代です。

一方、しんどいこととして、親が【×】、子どもも【×】、これが一番子どもの権利保障の視点に鑑みて、4つの権利が保障されにくい状況だと思いました。

かといって児童相談所、警察の臨場するような家庭訪問であると、子どもたちも傷つき、親もしんどい状況になります。

一番下の赤のような状況にならないために、どのようなつながりが有用であるか考えていきました。

10 ページにマズローのニード論で整理いたしました。

先ほど子どもの権利の視点でありましたが、福祉機関と連携ができる部分は温かい色の部分です。これがなくして頑張ることはできません。

子どもたちのウェルビーイングが高まるには、関係機関のネットワークで下支えがあってこそ本来の学びや育ちが保証されると思っています。

私は両方のソーシャルワーカーですので両方を考えて見ていきますと、子どもは挑戦するところ・頑張るところと、それを支えてもらう安心と両方行き来するのですが、愛着という言葉だけで現場は愛があるとかないとかにどうしても周知されてしまいます。親はそう聞かれると愛はあってもうまく届かないということで苦しまれていますので、こういったことをわかりやすく現場で伝えていきたいといつも思っています。

ではこのようなつながりが希薄化する中で、どのようなアウトリーチが効果的かということで御説明申し上げます。

私は教育委員会と福祉部局と両方おりますので、三角形でお示ししている教育だけ福祉だけではなく両方が重なっている、協働する部分を折衷案と書かせてもらいました。親が支援者とつながる状況であれば、三角形の頂点のところの100%の支援が紡がれると思いますが、一方、どちらかのつながりがなければ両方の専門性や豊かなつながりがうまくいきませんので、結果的に支援が下がっていく気がいたしました。

そこで考えたところが、両方の強みを伸ばしていく、弱みは補完していく、相乗効果をとということで、足し算とする共同関係から掛け算になるようなそれぞれの要素を組み合わせることを考えていきました。

学校現場で一番困る不登校対応は送迎問題です。寄り添う時間がないなど、親

自身も多様な問題を抱えていらっしゃいます。

そこで地域のあらゆる資源を組み合わせしていく、いわゆる共創です。共同関係からお互いの強みを掛け算して新たな価値が結ばれていたり、既存の仕組みをリユースしたり、足し算していたり、共助のところでいろいろな工夫をしてまいりました。

14 ページを御覧ください。

以前のアウトリーチは個別に家庭訪問するだけで終わっていました。それは家庭の協力や支援とつながっていると相乗効果的に課題は解決しますが、現在現場で困っているのは、課題が困難すぎて制度設計に合わなかったり、A家ではいけるけれどもB家では難しかったりすることです。

子どもの個別の最適な学び、育ちの保障もありますが、家族にとっての個別性にも対応できるようなオーダーメイド式や、ニッチな隙間を埋めるような民間でしかできない、公助ではできないけれども共助なら埋まるというような様々な知見ができてきました。パズルで絵を示しましたが、ちょっとした隙間が民の力や地域力で埋め合わせることで、制度設計で届かなかったところが補え、結果的に相乗効果になることも見えてきました。

ただ、私はスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとしてお話をさせてもらっています。スクールソーシャルワーカーは校舎内だけの子どもに関わるソーシャルワークだけでもとても大変で、今コミュニティソーシャルワークの視点も全部申し上げましたが、教育のソーシャルワークとコミュニティのソーシャルワークの両方がこのような形になっていくこと、この目地を埋めることが少し見えてまいりました。

多様なステークホルダーが両者のつながりを掛け算していくことで、家庭訪問で止まる狭いアウトリーチではなく、地域力が外に出向いていく新しい力を紡いでいく、そのように様々な立場が一步外に出ていくようなアウトリーチが可能になると、15 ページの矢印で囲んである趣味でつながるネットワークであったり、ネット環境のつながりであったり、血縁と地縁だけにこだわらない勤め先でのつながりもあろうかと思えます。

子どもの育ち学び支援課で居場所に関わるソーシャルワークにも関わらせてもらう中で見えてきたのが、地域の中には多様な社会資源があり、この複雑な課題を抱えているつながりの希薄な家庭に対して、オーダーメイド式にその家族にフィットするようなことを地域力と行政とコラボレーションするとつながっていくということが見えました。

つながりはだんだん安心になっていきます。学校のところの吹き出しに書きましたが、まず子どもが笑顔になりました、思いを語るようになりました、ありのままの姿を出せることができ、小さなちょっと頑張るができ、玄関までしか出

られなかった子が信頼する人ならちょっと一緒に出てみようになって、そこから元気が出てきて、支えてもらえる大人をいっぱい知って、ちょっと放課後登校行ってみようといったように、学校教育の不登校支援に乗っていけるようになりました。

17 ページの写真をご覧ください。

これが社会資源の利活用です。

地域の自治会のところに、昼間に遅い朝ご飯食堂のような社会資源ができており、そこで地域の志のある方が不登校で引きこもって誰の世話にもさらされない、そういう寂しい思いをしている子どもたちを地域力だけでお支えすると、ちょっと行ってみようかなと加配の先生やスクールソーシャルワーカーが少し介在をすることによって学校に行けたりします。

次の写真で御覧いただいているのは、ヤングケアラーでこども園にも行けず、学校にも行けない子ですが、ここで充電できると信頼できる大人と一緒にそれぞれの組織に出向いていくことができました。

その結果、今まで制度設計だけでは補えなかったいわゆるニッチな部分のところを共創する、複雑な課題をオーダーメイド式な入口ですること、まず信頼できる大人に出会えること、そこから様々な貧困が人の手によって少しずつ回復していくプロセスができ、子どもが少しできることが増え、結果的に親が支援に安心を感じ、必要な支援者につながろうとされ、やっとそこで本来の養育に関する学校教育に関する支援が乗りやすくなり、子どもたちの持っている力が発揮されていきました。

19 ページは、コミュニティセンターや地域の様々な社会教育の施設を昼間借り、その家族のためだけの不登校支援に地域の方が関わっていただき、地域のSSRのような存在をしていただいたおかげで、非認知能力に値するような力が育まれ、学校教育のところにだんだん近づいていきました。

子どもの幸せの文脈で整理していきますと、社会の周辺に行きそうな子どもたちを、複雑な課題に応じた、少しオーダーメイド的に多様な社会資源を組み合わせることで、包摂になるようになってきました。

分析の枠組みで御説明させてもらいますが、困難を抱えるすべての子が包摂されるようにしていこうと思います。このように個別の対応と、みんなと一緒にいれる良さを組み合わせると、一つの地域ではありますが子どもたちそれぞれが社会自立につながっていきました。

22 ページを御覧ください。

連携・協働がテーマになろうかと思いますが、学校教育だけ福祉部局だけだとそれぞれで終わりますが、それぞれの組織がお互いに連携し合って何曜日はこういった立ち位置で関わる、来週はフードパントリー、やっと土曜日、月に1回

のこども食堂、社会教育の2、3か月に1回の体験、こういったことを全体的に支援そのものをわかっている人がそれぞれの立場と連携していただくことでランドデザインが描けるかと思えます。

この全部がわかるというのが難しいので、全体を見る人と部分を見る人と架け橋をする人が調整をできるとうまくいくなと思っています。

最後になりましたが、困難を抱える子が包摂されるようなつながりは、実はここに挙げているような社会的不利な全ての人たちがつながるツールになります。

ひいてはまちづくりのコミットにもなっていき、防災などにもつながると思えます。

過去に、高齢者福祉とも連携したことがあり、引きこもる若者がカードを作って、独居されている方のおうちに地域包括の方と連携して活躍する場を作ることもありました

ちょうど昨日は畑にも行っていたのですが、不登校の子をアウトリーチで外に出して、あすくるの少年と高齢で草が刈れない畑に行って、活躍の場・社会体験活動など、みんなのちょっとを重ねることで改めて予算をつくる必要はなく、誰かの弱みを誰かの時間とか、若者の力とかで支えていけると思えます。

また、紅葉狩りしようと言って、下は13歳、上は84歳までの人で、お弁当を10人くらいで美味しいなど言いながら、1時間半ほどでしたけれどもみんなニコニコして帰りました。

私からの報告は以上です。

みんなのウェルビーイングが高まることを願っています。

(村井子ども若者部長)

引き続き、草津市の不登校の取組について、草津市児童生徒支援課の好土崎課長様より御発表をお願いいたします。

(好土崎草津市児童生徒支援課長)

滋賀県並びに滋賀県教育委員会の皆様には日頃より様々な面において連携、御支援をいただいております。心よりお礼を申し上げます。

また、本日は貴重な機会をいただきありがとうございます。

早速ですが、草津市における不登校児童生徒への支援と課題について御説明いたします。

資料の2-3、2ページを御覧ください。

初めに草津市の不登校児童生徒の状況です。

1,000人あたりの不登校児童生徒の割合を見ると、以前は国・県の割合よりも高い水準にあったものが、小中学校ともに令和4年度において国・県よりも下回

りました。

小学校では、令和5年度では増加率は上がったものの全国より低く、県とも大きな開きはない結果となっています。

中学校では、国の割合を下回るとともに、その増加率が令和5年度においても横ばいとなってきています。

これまでの取組の一定の成果が出ているものと考えておりますが、不登校児童生徒の実数は他の自治体と同様に増加の傾向にあります。

今後も取組の充実を図っていく必要があるものと考えております。

3ページを御覧ください。

草津市での不登校児童生徒の学びの場とその利用状況について御説明いたします。

不登校児童生徒にとって、学校の教室以外に選択肢となる学びの場があることはとても大切です。

草津市では、登校支援室、やまびこ教室、フリースクールを利用する児童生徒への補助金制度の大きく3つの取組を進めております。

4ページを御覧ください。

登校支援室は、いわゆる校内教育支援センターのことです。これまでも別室などとして、不登校傾向の児童生徒が教室以外の場所で過ごせるよう、各校で教育相談担当の教員によって対応がなされてきました。

市内での利用者数は、令和2年度には小中合わせて501名であったものが、令和5年度には1,459名に増加しています。

これらの状況を踏まえ、今年度からは市内全小中学校に登校支援室を設置しました。

県の加配教員と合わせる形で、市費により、令和5年度は3校に登校支援室加配を配置、今年度からは市内全小中学校に配置し、登校支援室での対応にあたっています。

登校支援室が安心して過ごせる場となり、教室での学習に戻るきっかけにつながるなど好事例の報告も受けております。

また、状況が良くなったとする好転率については、前年度までと比べて10ポイントほど上昇しており、一定の成果があったものと考えております。

ただ、各教室の空き状況などによって備品や内装が十分でない登校支援室もあります。落ち着いて過ごせる場所にするため、今後はハード面、設備面の整備についても考えていく必要があります。

5ページを御覧ください。

やまびこ教室は、いわゆる校外教育支援センターのことです。

草津市では、平成4年5月より草津市青地町にある教育研究所内に設置し、運

用してまいりました。令和5年度には、青地教室に加えて上笠教室が増設されました。増設されたことによって通いやすくなり、定期的な通所につながったと考えられる児童生徒もおります。

在籍者数は令和2年度の20名から、令和5年度には37名に増えました。今年度も8月末現在で31名となっています。

しかしながら、特定の校区において利用者が少ない状況も見られます。

特に中学生においては、自転車など1人で通所する生徒も多いことなどから、2ヶ所のやまびこ教室に地理的に通いにくい子どもがいることが考えられ、更なる充実が望まれるところです。

また、やまびこ教室は、不登校児童生徒への対応だけでなく、教育相談も受け付けており、不登校以外のことについても相談に応じています。

6ページを御覧ください。

令和5年度の教育研究所の教育相談に寄せられた相談についてまとめたものです。電話と面談での相談の実数として157件、延べ件数としては1,244件に上ります。相談内容では、その多くが、不登校・行き渋りに関するものとなっていることがわかります。

7ページを御覧ください。

フリースクールを利用する児童生徒への補助金制度について御説明いたします。この制度は、不登校によりフリースクールを利用する児童生徒の保護者に対して、その利用料を補助する制度です。補助額は月4万円を上限として、利用料の2分の1、就学支援を受けている保護者には4分の3、生活保護を受けている保護者には1分の1となっています。

利用する児童生徒は、令和6年度10月末現在で15人、対象となる市の認定フリースクールは21件となっています。認定フリースクールは市内だけではなく、県内他市町や県外の施設も含んでいます。

この制度は、引きこもりを防止し、フリースクールへ通所することで、社会的自立につなげることとの趣旨からこれまでオンライン上のフリースクールは補助金の対象となる認定フリースクールとはしていませんでした。

現在、オンラインやメタバースを活用したフリースクールが増えてきている実情や児童生徒が様々な支援につながるきっかけとなる効果も期待できることから、オンラインやメタバースを活用したフリースクールについても、認定フリースクールの対象とできるよう、現在協議を進めているところです。

8ページを御覧ください。

フリースクールを市の認定施設とするにはいくつかの条件のもと審査をしております。その中の一つに、フリースクールでの活動内容や子どもの様子について、学校との情報共有ができることを挙げております。

これまで市教委とフリースクール、またはフリースクール同士の情報共有や協議の場を開催しておりました。これに加え、今年度から新たな取組として、学校とフリースクールの交流会を実施し、直接話をする機会を設けました。

9 ページを御覧ください。

事後のアンケートでは、肯定的な評価が100%となりました。

学校からは、フリースクールと学校で抱えている困り感が一緒に、同じ目標を持って頑張れそうだと感じた、普段生徒と直接関わってくださっているの、その様子をしっかりと知ることができて良い機会となった、などの感想をいただきました。

フリースクールからは、普段ゆっくりと先生方とお話をする機会がないので、今回お時間を作っていただきありがたかった、まだ連携していない学校の先生方ともお会いできて、スクールのことを話せたのも良かった、などの感想をいただきました。

これまでに市教委とフリースクール、またフリースクール同士、保護者同士の情報交流会などを開催してきております。

今後も内容や回数などを工夫しながら実施していきたいと考えております。

10 ページを御覧ください。

未然防止と早期発見・早期対応の取組についてです。

草津市では令和4年度から、市内小中学校の生徒会の代表が集まり、互いの活動の様子や課題などについて話し合う「草津市子どもサミット」を開催しています。

11 ページを御覧ください。

今年度は、「こども基本法」が大切にしている4つの考え方から、子どもが自分の意見を述べ、尊重される権利にスポットをあてて、こどもまんなかの学校づくりに向けて私達にできることをテーマに話し合いが進められました。

12 ページが、当日の写真になります。

13 ページを御覧ください。

こうした子どもが主体となる取組を進めることは、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全安心な風土の醸成とつながり、子どもが主体となって互いを理解し、尊重し合う、安全安心な学校づくりへとつながります。

このことが、結果として、いじめや不登校の未然防止にもつながり、学校風土の醸成にもつながると考えております。

各校においては、これまでも子どもを主体とした取組がなされてきております。それらを整理して、さらに発展させていけるよう各校の進んだ取組の共有などを進め、「こども基本法」の趣旨に照らし、こどもまんなかの学校づくりを

進めてまいりたいと考えております。

14 ページを御覧ください。

近年の草津市の取組を、本日御紹介した以外のものも含めて年表に整理したものです。真ん中の列の一番下に記しました1人1台端末を利用した心と体の健康観察について、令和5年度にモデル校で実施し今年度からは全校にシステムを導入いたしました。

県からも御支援をいただいているところです。ありがとうございます。

実際に運用する中では、子どもたちの回答の集約の方法、教職員の分担などについていくつか課題も出てきております。

実施学年や頻度も工夫をしながら、各校の実情に合わせたシステムのカスタマイズや、子どもたちの回答について専門家に分析を依頼して対応や活用方法について助言をいただくなど、実効性のある運用に向けて現在改善を進めているところです。

また、真ん中の列にあるように、スクールソーシャルワーカーについて、少しずつ増員を進めてきております。

今年度には、県からの配置3名に加えて、市費にスーパーバイザー1名と会計年度任用職員2名の計6名のスクールソーシャルワーカーにより、どの学校にも週1回は相談にあたるできるようになっています。

機会が増える中で、スクールソーシャルワーカーへの依頼内容について、相談だけではなく、教室でのモニタリングや、学校での面談が難しいケースなどで家庭訪問していただくなど、各校で実情に合わせて工夫をして活用が広がってきています。

専門家に相談できる体制を整えることは、必要とする人に必要な支援を届ける形の支援や、福祉部局など関係機関との連携においても大変重要となります。

今後も県ともしっかりと連携を進めながら、相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

15 ページを御覧ください

最後に、今後の課題、方向性のうち主なものについてまとめたものです。

子どもの主体性を活かしながら、子ども同士のつながりを育てるこどもまんなかの学校づくりの推進、心と体の健康観察の効果的な活用やスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携による子どものSOSの早期発見・早期対応、登校支援室のしつらえ、設備等の整備、利用者の少ない校区等でのやまびこ教室の更なる拡充の検討、オンラインやメタバースなどを活用するフリースクールに対する市の認定の検討など、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、新たな学びの場のあり方について引き続き考えていく必要があると捉えております。

以上、草津市における不登校児童生徒の支援と課題で御報告いたしました。

(村井子ども若者部長)

上村様、好士崎様ありがとうございました。

冒頭の事務局の説明も含め、それぞれのお立場から様々なお話をいただきました。

上村様からは、アセスメントの重要性やつながり、特に地域の資源の活用といった視点、また好士崎様からは、校内の登校支援室の設置、校外教育支援センターの体制整備、学校やフリースクール、保護者との情報共有の大事さといったところもお話しいただきました。

それでは様々な観点ありますが、どんなところからでも結構ですので、御発言をよろしく願いいたします。

(塚本委員)

上村先生の御報告の中に、なかなか親との連携が持てない場合に対策が難しいといったこともありましたが、その前段の事務局からの説明の中にも、保護者が求めている支援の中に、フリースクール等との連携という回答が多かったと思います。保護者が学校を諦めているということであれば良いなと私は思うのですが、学校が変わるということについての諦めみたいなのが、保護者との連携を難しくしていることはないでしょうか。

(上村スクールソーシャルワークスーパーバイザー)

不登校の対応やいじめの問題について、あらゆる保護者の御支援に中立で入らせていただきますが、保護者の願いや認識と学校の先生方から見える景色とに差異ができることがあります。

両方とも子どものことを大事に思っており、目指すゴールも一緒ですが、少しずつの文脈が齟齬を招いたり、伝え方と親の真のニーズの部分と捉えてくださる立場の方の解釈の部分で、齟齬がうまれたりすることがあります。

お互いに良くしたい思いで一生懸命ですが、そこが不協和音のようになってしまうので、中立で入るソーシャルワーカーやカウンセラーや多様な立場の者が翻訳係のように調整に入ったり、ときには教育委員会の指導主事の先生も文脈の違いであったり、ずれの部分であったり、プランの軌道修正であったり、歩調合わせをすることがあります。

それがうまくいかないと親も傷つき体験になられて、チーム学校全体に対して安心感が少なく感じてという文脈で、学校への眼差しが少しネズミ色のような感じになるときもあろうかと思えます。

そのときに福祉部局や発達、医療など様々なステークホルダーから学校の文

脈が違うように翻訳機能で聞こえてきたら、そういう解釈もあると理解することができるのですが、どこか1機関だけとか他の声が聞こえない状況におられるとつらい状況になることもあるのかなと思います。

(土井委員)

上村先生の方で作っていただいた資料の10ページのところに、マズローのニード論があがっています。下2つの生理的要求、安全の要求という、基本的には自己生存のための基礎的なニーズの部分と、その上の心理的なニーズの部分に二つ大きく分けるとしますと、例えば学校で友達関係がうまくいかない、学習がうまくいかない、そのために自分の将来について不安を感じるといったような比較的的心理的なニーズの問題は学校のあり方に関わると思います。そこで、上村先生の方で困難を抱えている子に対してケアをさせていただいている中で、滋賀県でどちらの課題が大きいのか、つまり基本的な家庭環境含めた生活ニーズに問題を抱えている子と、学校での人間関係など心理的なニーズに苦しんでいる子のどちらが多いか、この辺りどのように感じておられるか伺います。

(上村スクールソーシャルワークスーパーバイザー)

いわゆる要対協に関連するような支援というのはこの暖かい色のところだと思いますが、経済的に豊かであっても家庭の中で過度なプレッシャーがある場合は、子どもたちの自己肯定感は下がり、学力が高くても肯定感が低いので、結果的に緑色のところや青色のところに対して小さくなります。

そこが不登校の背景にも、福祉制度で該当しなくても実はDVがあったり、プレッシャーがあったり、過干渉すぎたり、過保護すぎたり。そういった過剰な期待が教育プレッシャーである場合とか、スポーツプレッシャーである場合もあるので、多様なバックグラウンドがあるなと思います。

一方で、一杯のかけそばではありませんが、赤色と、生理的な要求の暖かい色が充足できておらず下の三角形が細身であったとしても、共助や学校における仲間づくり、最低限度の基礎学力が保障されるのであれば、一番上の自己実現が達成されます。

しんどい状況にさらされている子の学力の向上のつながりの部分では、家がしんどくても学校環境における居場所機能があったり、学びの基礎的な保障があって、仲間の中に居場所があれば最低限度県立高校の入試であったり、卒業につながられるということもあるので、単に三角形だけの問題ではなく質の問題があらうかと思います。

特に私も多様な現場、県立高校も支援学校も全部行っている中で、経済的に豊かでも家の中の家庭不和は子どもにとってはともしんどいものと感じており

ますので、経済的に豊かであることは外からは全部が豊かなように見えるかもしれませんが、孤立している問題やプレッシャーは子どもに与える影響は大きいなと思っています。

(土井委員)

相互に関係するというのはそのとおりかなと思っています。

お伺いした趣旨は、先ほど様々なプランの指標の問題があるのですが、基本的に家庭の不和や学校における人間関係の不和などを客観的な指標で評価することは難しく、本人がどう感じるかという問題になるのに対して、基本的な生活的欲求や経済的な問題は、必要なニーズを満たしているのかどうか客観的な問題になってきます。それぞれについて何が必要かに合わせた指標を作っていくかというまくいかなかなと思ひ質問させていただきました。

(村井子ども若者部長)

どういったことを指標としながら取組を進めていくのかということ、見える化しにくい分野に入っていくのかなということ、我々も悩ましいな思っているところでもあります。

また御相談していきたいと思ひます。

(三日月知事)

お二方にお伺いしたいのですが、土井先生が例に出された上村先生の資料の10ページの安全の欲求と生理的要求の基本的なところが小さくなっていたり、ぐらつくことが多く難しい状況になっていたり、また草津市でもそういった支援が必要になっていたりという状況というのはあるかないか、もしくは数として多いか少ないか、増えてきているか増えてきていないかという、どういう状況ですか。

(上村スクールソーシャルワークスーパーバイザー)

児童虐待の件数や、困窮の問題、そこを補完するように制度設計やネットワークの強化があろうかと思ひます。子ども食堂など様々なもの、ひと、つながり、とき、情報と全部あると思ひのですが、そこがこういう家族につながっていたら循環すると思ひます。

ただ、要対協で年々数は増えておりますし、特に困窮だけでなく暴力だとか、そういった虐待件数の内訳の中でもDV被害、DVにさらされて心理的虐待にカウントされ、ネグレクトや身体的虐待のように感情の爆発が、言語化でなく行動化しているというのが学校現場でもあります。

(好士崎草津市児童生徒支援課長)

上村先生がおっしゃったことはほぼ全てかなと思うのですが、先ほどもありましたが下の方の生理的な部分というのは、福祉との連携の中で、比較的十分でないにしても支援が入れやすいのですが、上の方の愛情の部分や承認の部分、例えば保護者との関係でそれが満たされていない場合にどう関わっていくのかということは非常に難しく、特に学校が家庭に入るのは難しい中ですので、そういった意味ではSSWなどの福祉関係とのつなぎをしていただける方がいてくださるのはとてもありがたいと思っています。

数としては決して少なくはないだろうと思っています。

もう一点、不登校だけではないのですが、例えば子どもが不登校の状態になって家にいる場合に、保護者の就労も形態を変えなければならないという二次的なものも出てきて収入が下がってくるということが、先ほどのフリースクールの利用者アンケートにおいて背景として伺えるような内容もありましたので、悪く言えば悪循環を起こす部分があるのかなというふうに感じております。

(石井委員)

お二方のプレゼンテーションをとおして、改めて教育委員の1人として、現状の厳しさと、それに対して非常に的確で真摯なアクションをされているということで、ありがたい限りと感じました。

私の方からは単なる意見にとどまるかもしれませんが、県の不登校対策事業の全体像の真ん中ぐらいに書いてある心の健康観察の導入推進事業についてです。

不登校のように、義務教育を履行できないという時代になったことに対し、私は経済界から出ささせていただいておりますので、攻めの課題と守りの課題という考え方から非常に守りを固めていかないとどうしようもない時代に入っているという危機意識を非常に強く感じています。

不登校という現象は、社会の様々な因子が絡み合っただけで子どもたちのそういう部分に現出している課題と認識しております。

今一度科学的な分析が必要かと思えます。学校においては入学したときから問題が摘出されますが、本来はその前の段階でいろいろなことが芽生えてきて、健全な家庭で育てられれば健全な心身ができる、育まれるだろうが、問題が起きた頃から分析とか、適切な対策をしていかなければいけないと感じております。

県にも立派な教育支援センターがあります。ぜひともスタッフで学術的に何が起きているかという様々な観点から分析を急ぐべきではなかろうかと感じま

す。

そうした客観的な科学性のあるデータが、様々なアクションに御尽力御苦労されている方に非常に有用に働いていくのではないかと思います。

(村井子ども若者部長)

冒頭の事務局の説明の中にも、アンケートの中で小学1年生のときから既に行き渋りがある子が多いという話もありますので、その以前どうだったのかというところを、石井委員がおっしゃったようなことも今後必要になっていくのかなと感じます。

(野村委員)

不登校児童において学びと居場所の保障はずっと議論しているところではありますが、不登校に至った原因というのがどこにあるのか、どこに支援すべきなのかというところは、50人いたら50通りあるような気がしています。

当事者でないとわからない部分があるので、そこをどのように見極めていくのかということが大切になると思います。

上村先生や好士崎課長のお話をお伺いしながら、早期発見のためには保育園・幼稚園・小学校・中学校の先生方の眼差しがとても大切で、学習指導だけじゃなく、その子を取り巻く生活環境から見えてくる家庭事情、家庭まで入っていかなければならない状況が先生の中にもあると思います。

ただ、先生の御負担もあり限度があると思いますので、フリースクールやSSWの方とともに早期発見・早期対応しながら、問題を抱える子どもたちを支えていただけたらなというふうに感じております。

一点、上村先生にお尋ねです。早期発見のための的確な見立てについて、もし見立てが違っていたということがあったとき、どのように戻していくかなど、何か事例があれば教えていただきたいです。

(上村スクールソーシャルワークスーパーバイザー)

早期発見というところで資料4ページにもあります。

そもそものところで子どもは環境の影響を大変受けやすいので、就学前で逆境体験にさらされるようなリスクがある家庭については、その後の養育についても何かしらハイリスクを背負い、経済の問題や孤立の問題など複合化していくことが多いです。

結果的にその影響で愛着の課題を抱え、対人関係に影響を与え、7歳、8歳で学校の環境の中で友達関係でもトラブルを起こし、先生との関係で肯定感が結ばれにくいというような、ある一定の逆境体験にさらされている子はそうなっ

てしまうというエビデンスは過去からずっとありますので、そういったところは要対協できちんとリスク管理をしていきます。

一方で、DV 被害で急にある日突然お母さんが鬱になられたりとか、親族のところに帰れなかったりとか、そういった急な逆境体験にさらされるような子どももあります。

園の先生方にも時々講演に行かせてもらいますが、子どもの状態像のバックグラウンドに家庭環境要因、そして子どもの生活している園などの組織の環境要因などさまざまある中、そういったことをたった1人の若い先生だけで全部抱え込み、親の話を1人で聞くのではなくて、主任の先生、園長先生、加配の先生含めて複数で対応することが必要だと思います。

親の話や、園の送り迎えでの様子、おばあちゃんやおじいちゃんや多様な支援者、子どもを取り巻く親族に出会えるのは唯一就学前だと思いますので、その情報を1人の先生、1つの組織で見立てるには限界があらうかと思います。

特に特別支援を勉強されて現場におられる先生はこの20年増えましたが、虐待についての知見が少ないので、愛着の問題の多動が、愛されてもADHDの子の多動と、愛着の問題からくる子の多動の峻別が就学前では極めて悩ましい状況があります。

そういった状態像だけで捉えるのをできるだけバックグラウンドの多様な環境との相互性を見ていくことを園でも話しておりましたので、そういったところも就学前から伝わっていくといいなと思います。

子どもは義務教育になってからその話を先生方とシェアするのですが、巡回相談や特別支援の文脈において、環境要因からくる特別支援の症状を呈するという文脈が、今の園の状況で御理解や、手立て、福祉の連携が十分にいかないままライフステージが上がっている現状もあらうかなと思います。

(石井委員)

就学前に育まれたところをどうするかという時代になっていると感じます。

現状の行政の仕組みでどこが予算投下するという話になるとは思います。我が国の現状を報道とおして子どもの不登校が増えているなどという様々なことを考えると、手を打っていかないと国力は完全に落ちることになりうる局面だと感じました。

学校からではもう遅い段階になっていて、問題が非常に惹起する時代に入ったと思います。残念ですけど技術革新等様々な変化が猛烈に進んでいますので、とてもじゃないが手を打てないと感じます。重たい課題だと思います。

(三日月知事)

今お答えいただいたことや、石井委員がおっしゃったような現状がある中で、このお配りしている今年の3月にまとめた「しがの学びと居場所の保障プラン」で、5ページに重視する視点を3つ掲げています。

その次の6～7ページで、それぞれの状態別にいろいろな対策を講じて、具体的にどういうことをするのかということを書いています。

資料の2-1については、紙でお示ししたものをバージョンアップさせる形で今議論している内容です。

よく見ていただくと、例えば2ページ、状態別にどんな支援がいるかというところに未然防止を入れ込んでいることや、4ページの一番上、支援にあたり重視する視点の3つの柱について2番目と3番目の順番を変えています。

要は、まずは学校をみんなが安心して学べる場所、居場所にしようと、そして社会的な自立の機会を保障しよう、いろんな人たちと連携しようという2番目と3番目を変えにしておりますが、これはいろんな御意見を聞いた上で、やはりまずは学校じゃないかと。

こういうことについて今日講師をお務めいただいたお二方はどのようにお感じになるのか、またどういう視点を大事にしておかなければいけないと御示唆いただくのか、また教育委員の先生方は、これは妥当だとおっしゃるのか、いや子どもの状態に応じた学びの機会と居場所の確保が先じゃないかとお捉えになるのか、この辺り御見解をお聞かせいただきたいなと思うのですがいかがですか。

(好士崎草津市児童生徒支援課長)

大変難しい課題かなとは正直思います。

ただ、例えば高校進学について考えたときに、以前と比べて高校のあり方というのがずいぶん変わってきて選択肢が増えています。不登校の子どもであっても、いろいろな選択の中で自分の進路を定める所が少しずつ良くなってきていると感じております。

一方で、社会に出たときにそれがいいのかと言われるととても難しい現状があると思っています。

何が言いたいかというと、子どものいろいろな要因がある中でも大きく括ってしまうと、社会に不適應を起こしている子どもたちが今不登校を起こしているのだと考えたときに、その不適應が出ること自体は決して悪いことではないのだろうと、どんな形で出すか、今それが学校にいて不登校という形で子どもたちは発信していると捉えたときに、それをどうするのかと考えていきます。

ただ学校には通えないという事実を、学校に復帰することだけを目指すのではなく、そのサインをどう受け止めてやっていくのかというのを考えていくのが大事だと捉えて、いろいろな選択肢が少しでも増えるようにということで施策を考えているつもりです。

そういう意味では、まず学校が安心して SOS もきちっと出せる、できれば不登校以外の形でも子どもたちがいろいろな自分の困り感をしっかり出せる場であるということを先に掲げていただいていること自体はとても理解ができますし、それに沿った形で市町でも考えていくべきだと感じました。

(上村スクールソーシャルワークスーパーバイザー)

私はベースが福祉職ではありますが、しんどい子ばかり見て一番思ったのが、学校は素晴らしいなということです。

特に家庭がしんどい子にとって、家庭の中で安心できる大人に出会えず、地域とも孤立しており、学校しかないという場合もあり、不登校の子どもたちもたくさん出会いましたが、フリースクールでもネット環境でも子どもはつながる友だちが大好きです。

Wi-Fi があって家でゲームして学校には行っていませんが、ネットオンラインの中で喋りもって約束しながらすごしています。子どもにとって友だちがすごく大事で、そこを紡いでいただける先生であったり、学びであったり友人の存在は大きいです。私が出会った生徒の言葉で、困窮していろいろ福祉課題はあっても、どうして県立高校を最後まで卒業できるように頑張れたのかという話をインタビューしたときに、思春期のときは友だちが支えてくれたとか、友だちと出会えるような場に行けるように先生や様々な大人の人が家から出られないのを助けてくれた。おかげで友だちの中に入れたとか、勉強もちょっとずつわかるようになって、友だちも頑張るから私も頑張ろうと思っているという、とてもしんどいおうちの子でしたが、無事県立高校を卒業できました。

卒業式に会いに行ったら今まで10年間いろいろありがとうございますと本人は言っていました。その子は5年間夜の居場所で支えた子で、支えてもらったことが糧になって学校でしか出会えない学校でしか経験できないこともあったと思います。

学校が安心安全であると子どもたちは安心して自分らしく育っていく感じもしますし、校舎の中という学校じゃなくてチーム学校と捉えると、福祉機関とつながっているもうすこし大きい意味のチーム学校を支えるフリースクール、福祉の居場所機関、学習支援のようにチーム学校のありようがもう少し広い意味に捉えるといいなと思いました。

一番素敵だなと思ったのは未然防止に力点を置かれるということで、これは

先手だと思います。発達支持的生徒指導は文科省の生徒指導で割合のボリュームが一番大きいです。

割合が大きいということは日常性が高いので、どの立場でも支えていくことが前提にあると安全感・安心感が増え、結果的に教育活動も好循環をもたらします。暮らし的にしんどい子どもたちであっても、学校にさえ行けたら最低限の学びなどで、一番上の赤いところは今の既存の児童福祉法に基づく支援で、おそらくネットワークのつながりがあればいつの時代もまわると思うのですが、今回未然防止を入れていただけたということは、発達支持的生徒指導の部分を地域総がかりですることになることによって、学校の先生方の働き方においても、子どもにとっても、最良になるのではないかなと思ってありがたいなと思いました。

(塚本委員)

滋賀県でも学びの多様化学校をどうするというような議論もありますが、誤解を恐れずに言えば、学びの多様化学校は必要なのかなというふうに考えます。

そもそも既存の学校が、学びの多様化学校と変わりなく安心して学べる場所、居場所にならなければならないのではないかなというふうに考えており、この2番目に学校をみんなが安心して学べる場、居場所にするということを持ってきていただいているのは、まさに今の学校がどう変わっていくんだろう、どうしていくんだろうというような議論をしていくことにあって大切ではないかなというふうに考えます。

一方で、前段の淡海子ども・若者プランの中にも触れてありましたが、居場所づくりにおける主体性の尊重ということで、子どもがどういう場所を居場所と感じるのか、例えば昨今のコロナ禍を経てというようなことが書かれてあるところもありました。人との絆とつながりが大切だということにはわかりましたが、一方で、当時マスク警察というような言葉に代表されるように、日本の同調圧力というか、他者から受ける恐怖というか、そういったものを感じてしまって人に対する恐怖心みたいなものを感じた人も多かったのではないかと思います。

そういったことも踏まえてだとは思いますが、お示しいただいた淡海子ども・若者プランの中に、誰とも交流せずに1人でいられる場を居場所と感ずる場合があることにも留意する、と書かれてあり、なるほど、そうだなと思いました。

居場所ということをするときにその1つの姿ではないのだなと、その子どもたちにとって主体的に感じる多様な姿というものがあるのだなということを感じております。

これも学校が変わっていかうとする姿勢と、居場所を子どもの主体性を尊重しつつ多様な形で提供していくということは大切ではないかなと考えます。

(福永教育長)

皆さんのお話を聞いて一つだけ感じるのは、いわゆる不登校状態である子どものうち専門的な指導や支援を受けている子どもは3分の2程度おり、3分の1の子どもが専門的な指導を受けていच्छゃらないことです。

資料2-1の3ページにそういった人たちが1,421人いるとありますが、学校の担任の先生ともつながっていない子は105人だけで、裏返すと約1,300人の子は担任の先生とはつながっているけど、専門的な指導を受けていないことになります。

担任の先生とつながっているが専門的な指導を受けられないのは、多様だとは思いますがどこに要因があるのだろうと思います。

その要因を解決していけばその子たちは専門的な指導を受けられるわけですが、この105人の担任ともつながっていない子どもというのは違う意味で難しさがあるので、違うアプローチが必要だと思います。

残りの1,300人の子どもを専門的な指導につなげる手法として、こんなことをやるとどんどん下の方の2,570人に移っていけるのではないかと、何か感じてもらえることはありますか。

(上村スクールソーシャルワークスーパーバイザー)

私も同じことを年度当初感じました。資料2-2の9ページにお示していますが、担任のみの把握で学校現場では支援に対して突破口がないことに対してケース会議を開くことが多くあります。

特に学校で部会というものがあり、小・中・高でもそうですが、そこではある程度道筋ができていてと担当者が思われるケースは上がらなくて、行き詰まっているケースや、不登校の状況を担任がそれを病気として捉えていたり、担任の把握でそのリスクアセスメントができなかったりするケースもあります。

私もスクールソーシャルワーカーの連絡協議会でも申しましたが、無支援を有支援にしていくには、専門職のスクールソーシャルワーカーが全ての組織の不登校状況にある子に対するコンサルテーションで、的確なアセスメントの再評価を上半期にして、最低限下半期までにはアセスメントを再確認することによって、専門職の見立てという知見でそういったこともできるのではないかと思っています。

①から③まで書いていますが、そこにピックアップをすることで、漏れと軌道修正と再評価ができるのではないかと現場に出て思っています。

(好士崎草津市児童生徒支援課長)

今のことについて2面あるのかなと思っています。

1面は上村先生がお答えいただいた部分だと思います。

もう1面は御質問の趣旨から逸れるかもしれませんが、担任等から継続的な相談を受けていないことについて、草津市では全くつながりがない子というのはいないというふうに把握していますが、不登校の定義が年間おおむね30日以上欠席が見られるというのでカウントしておりますので、担任等の支援によってまばらにでも休みながら来てる子どもいれば、どこかの時期に集中的に不登校状態になって学校やいろいろな専門家の働きかけを一時的に受けて回復してきたというようなこともあって受けていない子どもいるのかなと思っています。

それで言いますと県からも配置いただいていますし、市の方でも配置している登校支援室の加配の配置校においては、一律というわけにはなかなかいかないですが、配置して人がいてくれるという状態になった学校においては、好転率が上がっています。

例えば全く来れていなかった子どもが登校支援室なら来れるとか、登校支援室を拠点にして教室復帰ができたというように、状況が良くなっていく子どもいますので、そういった形で支援している子どもいるという面もあるかなと思います。

一方で、先ほどおっしゃったように、担任等の見立ての中でそこから先が進めないとか、家庭的な背景もあって、家庭もニーズを出し切れないということもあるのかなと思います。

(岸本副知事)

本日は貴重な御発表をいただいて、はっとさせられることが多かった中で一番はっとしたのが、上村先生の資料の3ページ、的確な見立てが一番鍵になるというところで、その後のチームとして支えられている実感がないと、本来支える側である大人が子どもに対して否定的な見方になってしまうので、それが更なる悪循環をうんでしまうというところ、そして逆のパターンとして、チームとして支えられていれば好循環に回って行って、それが真の働き方改革なのではないかというところです。

また、13ページで、地域のいろいろな支えていただける方と共同してチームを作って協働・連携によって相乗効果をうんで、大きな成果を得られるというこの全体像をしっかりと共有することで、子どもたちのみならず地域で孤立している若者や高齢者など、そういった方を支えていくという地域力、支える力を太くしていくということや、あるいは受け手の側で不信感や誤解、認識のずれがな

く受け止めていってもらうためにも、全体像を共有していくということが非常に大事ななということを思いました。

それから草津市の実践については、毎年のように課題を抽出してそれに対する対応を的確に迅速に取られていることに敬意を表したいと思いました。

また、現場でこういうところに手が届けばもう少しうまく支えられる子が増えるのということがあれば、そういったことをベースにして県としても様々な施策を講じていくことができると思いますので、またいろいろと教えていただきたいなと思っております。

一点心配だなと思ったのが、不登校の状況の統計のところで数は増えていて率も横ばいになっているというお話がありましたが、いろいろな子どもがいらっしゃると思うので、数や率が上がっていることが必ずしも悪いという受け止めではなく、一方で好転率は62.8%ですという御発表もされていて、いろいろな指標で見ていただいて状態を捉えて次の手を打っていくということがすごく大事なのかなと思いましたので、現場の状況をいろいろと教えていただきたいと思っております。どうぞ今後もよろしく願いいたします。

(村井子ども若者部長)

それでは時間も迫っておりますので、知事、最後に一言いただけますでしょうか。

(三日月知事)

とても大事な問題提起や御指摘をいただいたので、つつい私が喋りすぎて皆さんにさらにお話いただくことや、委員の先生方に御指摘いただく時間が短くなってしまいました。

教育長や岸本副知事が触れていただいたように、資料2-1の3ページのところ、先ほど教育長に、「学校内外での支援等の状況（専門家等による）」というのが令和5年度で1,421人、このうち継続的な相談・指導を受けていない児童生徒数105人と、究極的にはこのオレンジがゼロになっていくというところを目指した対応、対策が必要なのですよね、教育長」って言ったら、「そうや」と言うので、そのために必要な予算を作れと言われていたのだなと思って受け止めました。

いろいろな児童生徒、また家庭の状況があると思います。ただ、先ほど上村先生が言っていたように、適時適切な的確な見立て、アセスメントが好転の鍵だとすれば、そういったことが可能になるような人的な体制をみんなで作っていくというのは必要なことだと思いますので、ぜひそれに向けた体制づくり、施策づくりをしていきたいと思っております。

いずれにしろ、こういった取組を時々の状況に応じて行っていくということが重要だと思いました。

最初の「淡海子ども・若者プラン」のところはもう少し肩の力を抜いて、遊びから入ってもいいのかなという感想を持ちましたし、人権、ジェンダーの視点を大事に持たないといけないということや、いろいろな会議で申し上げていますが、最近オーストラリアで子どもたちの SNS を禁止するという法案が出ているということ、私たちがどのように合意形成するのかしないのか、とても大事になるなと思っています。

また不登校の問題で言うと、高校生の不登校、通信制教育受講の状況をどのように見て支援の必要性をどう考えるのかということも、昨今、指摘、投げかけされつつありますので、こういった問題も、小中で早めの対応というのがまず基本になるとは思いますが、高校生世代の不登校をどのように考えていくのかということも、また教育委員の先生方と議論していきたいなと思いました。

今日は本当に貴重な学びをいただきました。ありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(村井子ども若者部長)

それでは以上で、令和6年度第2回滋賀県総合教育会議を閉会とさせていただきます。

皆様におかれましては、長時間にわたりまして熱心に御議論いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日はどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。